

**鳥取県告示第596号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第2項の規定に基づき、指定介護機関の指定を取り消したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年10月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	取消年月日
有限会社中央福祉交通	米子市三本松二丁目11-26	有限会社中央福祉交通介護事業部	米子市灘町一丁目139-1	平成23年8月31日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	取消年月日
有限会社中央福祉交通	米子市三本松二丁目11-26	有限会社中央福祉交通介護事業部	米子市灘町一丁目139-1	平成23年8月31日